

平成30年12月28日

報道各位

新潟市長

職員の懲戒処分の公表について

このことについて、下記のとおり公表いたします。

記

1. 処分の内容

被処分者 環境部 50歳代 主査
処分内容 懲戒処分「減給10分の1 6箇月」

2. 処分年月日

平成30年12月28日

3. 処分事案の概要

日頃から所属長及び上司から再三指導があったにも関わらず、平成30年10月11日以降、正当な理由なく欠勤を繰り返した。平成30年3月29日に同様の行為で懲戒処分「減給10分の1 1箇月」を受けていながら、平成30年度に付与された年次有給休暇をすべて取得し、合計6日と2時間45分の欠勤に至ったもの。

【お問い合わせ】

新潟市総務部人事課
課長補佐 梅田
(電話 025-226-2489)